

「神戸市空家空地対策の推進に関する条例過料処分基準」の制定（案）の概要

概要

本市では、2015年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、空家特措法という。）の全部が施行されたことを受け、空家特措法を補完するものとして、空家特措法の適用対象外となる空地等や類似空家等（長屋の一部等）も対象にした「神戸市空家空地対策の推進に関する条例」（以下、空家空地条例という。）を制定し、市政の重要課題として総合的な空家空地対策に取り組んできました。

このたび、空家空地条例第22条に規定する過料処分について、神戸市空家空地対策の推進に関する条例過料処分基準（以下、処分基準という。）を別紙の通り制定します。処分基準は、処分の公平性を保つことを目的とし、空家空地条例第22条の規定により過料を科する際の、金額や納付者等を定めるものです。

制定時期

2024年7月制定予定

対象となる条文

神戸市空家空地対策の推進に関する条例

（過料）

第22条 次の各号のいずれかに該当する者については、5万円以下の過料に処する。

- (1) 法第22条第13項の規定により設置した標識を毀損した者
- (2) 第5条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (3) 第14条第1項の規定による市長の命令に違反した者

神戸市空家空地対策の推進に関する条例過料処分基準

令和6年〇月〇日決定

(趣旨)

第1条 この基準は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例(平成28年6月神戸市条例第3号。以下「条例」という。)第22条に規定する過料処分について、基準を定めることにより処分の公平性を保つことを目的とする。

(過料の額)

第2条 条例第22条の規定により科する過料の金額は、別表により算定するものとする。

附則

この基準は、決定の日から施行する。

別表(第2条関係)

内容区分	過料の金額	納付者
(1)法第22条第13項の規定により設置した標識を毀損したとき	1回ごとに50,000円	法第22条第13項の規定により設置した標識を毀損した者
(2)第5条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき	1回ごとに50,000円	第5条第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
(3)第14条第1項の規定による市長の命令に違反したとき	命令ごとに50,000円	第14条第1項の規定による市長の命令に違反した者

【参考1】空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

第22条

1～12（略）

13 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

14～17（略）

【参考2】神戸市空家空地対策の推進に関する条例（抜粋）

（立入調査等）

第5条

1（略）

2 市長は、第11条から第14条までの規定の施行に必要な限度において、類似空家等若しくは空地等の所有者等に対し、当該類似空家等若しくは当該空地等に関する事項に関し報告させ、又は当該職員若しくはその委任した者に、類似空家等若しくは空地等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3～5（略）

【参考3】神戸市空家空地対策の推進に関する条例（抜粋）

（命令）

第14条 市長は、第11条第2項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

2～7（略）